

# 相談支援事業所エスポアール運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人自然の森が開設する相談支援事業所エスポアール(以下「事業所」という。)が行う相談支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、障害者・児の意思及び人格を尊重し、障害者・児の立場に立った適切な相談支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所は、障害者・児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者・児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するものとする。

2 事業の実施に当たっては、障害者・児又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該障害者・児又は保護者の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

又、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項の他、関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 相談支援事業所エスポアール
- (2) 所在地 岡山県岡山市北区福谷53番地

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤 兼務)

事業所従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 相談支援専門員 1人以上(常勤兼務又は非常勤専任)

障害者・児の生活全般に係る相談支援、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行うものとする。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日までとする。但し、8月11日から8月16日及び12月29日から1月3日までの期間は休業日とする。又、一部の国民の祝日、突発的な事由が発生した日は休業日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(相談支援の内容)

第6条 相談支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 障害福祉サービスの利用に関する相談
- (3) サービス等利用計画の作成
- (4) サービス等利用計画の実施状況の把握と評価
- (5) 継続サービス利用の支援
- (6) 障害福祉サービス事業者等との連絡調整及びサービス担当者会議の開催

(障害者等から受領する費用の額等)

第7条 事業所は、相談支援を提供した際には、障害者又は扶養義務者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条に基づき算定される利用者負担上限月額を支払うものとする。

- 2 法定代理受領を行わない相談支援を提供した場合は、前項に掲げる利用者負担上限月額のほか、障害者等から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項に規定する額の支払いを受けるものとする。
- 3 相談支援において提供される便宜に要する費用を次により徴収する。

(1) 交通費

通常事業の実施地域以外の地域に訪問して指定相談支援を行う場合  
実施区域を越えた費用について往復距離1km当たり200円

(2) その他日常生活において通常必要となる費用で、障害者等に負担させることが適当と認められる費用 実費

- 4 第3項までの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ障害者等に対し、当該サービス内容及び費用についての説明を行い、同意を得なければならない。
- 5 第1項から第3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を障害者等に対して交付しなければならない。

(通常の実施区域)

第8条 通常の実施区域は、岡山市、倉敷市（倉敷福祉事務所管内に限る）、総社市、赤磐市、加賀郡とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第9条 事業の主たる対象者とする障害の種類は、特定しない。

(虐待防止のための措置)

第10条 障害者・児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を管理者と定めるとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第11条 提供した相談支援に関する障害者・児等からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した相談支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは照会に応じるとともに、障害者・児等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するものとする。又、市町村から指導・助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋に、できる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、障害者・児等に対し適切な相談支援を提供できるよう、従業者の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設けるものとする。

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害者・児又はその家族に関する秘密を漏らしてはならない。又、従業者でなくなった後も同様であるべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

4 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人自然の森と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。